```
本資料のらち, 枠囲みの内容は
商業機密の観点から公開できま
せん。
```

| 女川原子力発電所第2号機 |  |
| :---: | :---: | 工事計画審査資料

補足－100 工事計画認可申請書における本文および添付書類の作成要領に ついて

工事計画添付書類に係る補足説明資料
添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。

| 工認添付書類 | 補足説明資料 |
| :---: | :---: |
| － | 補足－100－1 <br> 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について |
| － | 補足－100－2 <br> 技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表 |
| － | 補足－100－3 <br> 女川 2 号機既設設備改造／修理工事一覧 |
| － | 補足－100－4 <br> 女川 2 号機 設計及び工事計画変更認可申請工事一覧 |
| － | 補足－100－5 <br> 技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書の添付書類との紐付き表 |
| － | 補足－100－6 <br> 設計及び工事計画変更認可申請（2回目）に係 る補足説明資料 |

（注）補足説明資料「補足－100－6 設計及び工事計画変更認可申請（2回目）に係る補足説明資料」 を除く資料については，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号及び令和 4 年 9 月 28日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画の補足説明資料「補足－100工事計画認可申請書における本文および添付書類の作成要領について」から変更はない。

補足－100－6 設計及び工事計画変更認可申請（2回目）に係る補足説明資料

工事計画添付書類に係る補足説明資料
添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。
その他の説明資料については，別紙に示す。

| 工認添付書類 | 補足説明資料 |
| :---: | :---: |
| － | 補足－100－6－1 <br> 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について |
| － | 補足－100－6－2 <br> 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更 について |
| － | 補足－100－6－3 <br> 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更に ついて |
| － | 補足－100－6－4 <br> 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について |
| － | 補足－100－6－5 <br> 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の要目表記載変更について |

（別紙）
別紙1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
別紙2 設計及び工事の計画変更認可申請書の構成見直しに係る原因と是正処置について
別紙3 今回の設計及び工事の計画の変更に関係する添付書類の整理（イメージ図）
別紙4 設計及び工事の計画の変更認可申請書の再構成について
別紙5 要目表及び基本設計方針の記載適正化に係る考え方について
別紙6 逆止弁付ファンネルの弁本体に係る要目表等の記載経緯
別紙7 本申請の審査対象となる技術基準規則各条文への適合性を確認するための申請書類別紙8 耐震性についての計算書及び強度計算書の変更認可申請における添付方針について
別紙 9 原子炉冷却材浄化系主配管 強度に関する説明書における適用規格の整理について

| 女川原子力発電所第 2 号機 工事計画審査資料 |  |
| :--- | :--- |
| 資料番号 | 02 －補－E－01－0100－6－1 改 8 |

補足－100－6－1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について

## 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について

1．目的
2015年に実施した安全維持点検において，残留熱除去系主要弁（E11－F004A，B（R H R L P C I 注入隔離弁））の分解点検時の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の下降を確認した。

当該の弁体は，営業運転開始後長期使用の弁体であり，これまでの点検（点検周期 52M）により徐々 に弁体の厚みが減少したものである。

以上を踏まえ，設備不具合ではないものの，今後の運転に万全を期すために，弁体を取替えるもので ある。

## 2．概要

本工事は，弁体を同仕様のものに取替える。
なお，本工事に係る設工認記載事項は，添付資料のとおりであり，材質変更を行わないことから，変更後の記載としては，変更前に同じとなるものである。（添付資料 $1 \sim 4$ 参照）。
（1）材料一弁体 S C P H 2

3．工事の必要性
これまでの点検（点検周期 52M）により徐々に弁体の厚みが減少しており，今後の点検によりシート機能維持が困難になるおそれがあることから，早期に工事を実施し，弁体を取替える必要がある。

4．設工認手続きについて
本工事は，既設のE11－F004A，B の弁体を同仕様のものに取替える工事であり，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第一下欄に係る工事（残留熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダ リに係るものに限る。）の弁の修理）に該当することから，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律」第 4 3 条の3の9第2項に基づき，設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものであ る。

5．設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について
設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり，技術基準規則の条文ごとに，該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料5に示す。

なお，本申請対象である E11－F004A，B が技術基準規則第 19 条「流体振動等による損傷の防止」の対象設備「一次冷却系統（炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路）」に該当しないことを参考資料 1 にて示す。

6．添付すべき資料の整理
本手続きによる設計及び工事計画変更認可申請書に添付すべき書類は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて，下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし，別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため，添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 6，7に示す。

以 上
添付資料 1：E11－F004A，B の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料 2：E11－F004A，B の構造図（今回変更認可申請資料）
添付資料 3 ：残留熱除去系の系統図（今回変更認可申請資料）
添付資料 4 ：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
添付資料5：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
添付資料 6 ：設計及び工事の計画変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果
添付資料 7 ：設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類の変更有無について （残留熱除去系 主要弁）
参考資料 1 ：低圧注水モードおよび停止時冷却モードの流路説明資料






【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，設計基準対象施設の地盤については，令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画（以下，「既工事計画」という）において適合性が確認されており，本工事は当該設備の設置場所，自重及び運転時の荷重の変更を伴うも のではなく，設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第5条 | 地震による損傷の防止 | $\bigcirc$ | 本設備は，耐震重要度分類Sクラス機器の評価範囲にあり，それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり，本条文に適合していることの確認が必要 であるため，審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 耐震性に関する説明書 |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，津波による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確㪊されており，本工事において既工事計画から設計内容に変更はなく，当該設備の設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防 止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，外部からの衝撃による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本工事 において既工事計画から設計内容に変更はなく，当該設備の設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく，外部からの衝撃による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第8条 | 立入りの防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，立ち入りの防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認さ れており，本申請は，立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第9条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認されており，本申請は，人の不法な侵入•不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり，既設計に影響 を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第10条 | 急傾斜地の崩壊の防止 | $\times$ | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，火災による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本工事は既工事計画から変更を伴わない同材料への弁体取替であり，当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく，火災による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，溢水による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本工事は同仕様 への弁体の取替であり，当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく，発電用原子炉施設内における溢水等による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第13条 | 安全避難通路等 | $\triangle$ | 本設備は，発電用原子炉設備であることから，適用条文となるが，安全避難通路等については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく，安全避難通路等に係る設計に対 して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | $-$ |
| 第14条 | 安全設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，技術基準規則第2条第2項第9号八（工学的安全施設）及び二（原子炉格納容器及ひその隔離弁）に掲げる安全設備であることから，多重性又は多樣性及び独立性（技術基準規則第14条第1項）並びに環境条件（技術基準規則第14条第2項）について適合性の確認が必要であり，弁体の取替に伴し通常運転時，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故等において，必要な機能が，発揮できることを確認する必要があるため，審査対象条文となる。必要な機能を発揮 することを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | - 工事計画 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | $\bigcirc$ | 本設備は設計基準対象施設であり，設計基準対象施設の機能として，保守点検を含めた試験•検査性（技術基準規則第15条第 2 項）及び共用（技術基準規則第15条第5項）について，適合性の確認が必要であり，富査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験•検査性が確保されている設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 <br> なお，設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響（技術基準規則第15条第4項）について，本設備は防護対象となるため適用項となるが，既工事計画において適合性が確認されており，本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく，当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る防護措置の変更を行うものではなく，内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象項とはなら ない。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | - 工事計画 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |
| 第16条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | $\times$ | 本設備は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条又

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第17条 | 材料及び構造 | $\bigcirc$ | 本設備は，クラス 1 機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。クラス 1 機器として，必要な機械的強度等を有して いることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | •工事計画 <br> $\cdot$ •強度に関する説明書 <br> $\cdot$ クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力 <br> 腐食割れに関する說明書 |
| 第18条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | $\triangle$ | 本設備は，クラス 1 機器であり適用条文となるが，使用中の亀裂等による破壊の防止については，維持段階での要求であるため，設計段階においては審査対象条文とな らない。 | － |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，一次冷却系統（炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路）に該当しないため適用条文とはならない。 | － |
| 第20条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備に安全弁等が含まれないため，適用条文とはならない。 | － |
| 第21条 | 耐圧試験等 | $\triangle$ | 本設備は，クラス1機器であり適用条文となるが，耐圧試験等については，検査段階での要求であり，設計段階において審査対象条文とならない。 | － |
| 第22条 | 監視試験片 | $\times$ | 本設備は，原子炉圧力容器ではないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第23条 | 炉心等 | $\times$ | 本設備は，炉心等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | $\times$ | 本設備は，熱遮蔽材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第25条 | 一次冷却材 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 | $\times$ | 本設備は，燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器であるため，審査対象条文となる。原子炉冷却材圧力バウンダリとして求められる機能を有していることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 強度に関する説明書 <br> - 設備別記載事項のうち，容量等の設定根拠に関する説明書 |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当するため審査対象条文となる。原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離機能として求められる機能を有しているこ とを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | －工事計画 $\cdot$ 設備別記載事項のうち，容量等の設定 根拠に関する説明書 |
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材処理装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第30条 | 逆止め弁 | $\times$ | 本設備は，放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第31条 | 蒸気タービン | $\times$ | 本設備は，蒸気タービンに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条又

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，非常用炉心冷却設備に該当するため審査対象条文となる。非常用炉心冷却設備として求められる機能を有することを，右記の申請書類で確認し，本条文 の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 設備別記載事項のうち，容量等の設定根拠に関する説明書 |
| 第33条 | 循環設備等 | $\times$ | 本設備は，残留熱除去系に要求されている「原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備いに該当しないことから適用条文とは ならない。 | －－ |
| 第34条 | 計測装置 | $\times$ | 本設備は，計測装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第35条 | 安全保護装置 | $\times$ | 本設備は，安全保護装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第36条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | $\times$ | 本設備は，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第37条 | 制御材駆動装置 | $\times$ | 本設備は，制御材駆動装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第38条 | 原子炉制御室等 | $\times$ | 本設備は，原子炉制御室等に該当せず，また技術基準規則第38条第2項の操作性について，本設備は中央制御室で操作する機器であるものの，本要求は原子炉制御室内の警報装置，機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置（ポンプの起動•停止状態，弁の開閉状態）に対する要求であり，本設備 への要求ではないため適用条文とはならない。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | － |
| 第39条 | 廃棄物処理設備等 | $\times$ | 本設備は，廃妄物処理設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第40条 | 廃棄物貯蔵設備等 | $\times$ | 本設備は，廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第41条 | 放射性物質による污染の防止 | $\times$ | 本設備は，放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第42条 | 生体遮蔽等 | $\times$ | 本設備は，生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第43条 | 換気設備 | $\times$ | 本設備は，換気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第44条 | 原子炉格納施設 | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉格納施設のうち原子炉格納容器嗝離弁に該当するため，技術基準規則第44条第1項第2号について審査対象条文となる。原子炉格納容器隔離弁として求められる機能を有することを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 設備別記載事項のうち，容量等の設定根拠に関する説明書 <br> －原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 |
| 第45条 | 保安電源設備 | $\times$ | 本設備は，保安電源設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第46条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第47条 | 警報装置等 | $\times$ | 本設備は，警報装置等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第48条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，補助ボイラ，ガスタービン，内燃機関又は電気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第49条 | 重大事故等対処施設の地盤 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第50条 | 地震による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第51条 | 津波による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第52条 | 火災による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第53条 | 特定重大事故等対処施設 | $\times$ | 本設備は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第54条 | 重大事故等対処設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第55条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第56条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第57条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第58条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第59条 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第60条 | $\begin{aligned} & \text { 原子炉冷却材圧力バウンダリ高 } \\ & \text { 圧時に発電用原子炉を泠却す } \\ & \text { るための設備 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第61条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第62条 | $\begin{aligned} & \text { 原子炉冷却材圧力バウンダリ低 } \\ & \text { 圧時に発電用原子炉を泠却す } \\ & \text { るための設備 } \end{aligned}$ | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
〔例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第63条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第64条 | 原子炉格納容器内の冷却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第65条 | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第66条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第67条 | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第68条 | 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第69条 | 使用済燃料貯蔵槽の泠却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第70条 | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第71条 | 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第72条 | 電源設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第73条 | 計装設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第74条 | 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第75条 | 監視測定設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第76条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第77条 | 通信連絡を行うために必要な設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第78条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

女川原子力発電所 第 2 号機 第 14，15，38条に対する適合性の整理表

| 原子炉冷却系統施設 |  |  |  |  | （設計基準対象施設－安全施設－重要施設 重要安全施設） | 参照資料 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 残留熱除去系 主要弁（E11－F004A，B） |  |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 第 } \\ 1 \\ 4 \\ \text { 条 } \end{array}$ | 第 <br> 項 |  |  | 多重性又は多様性及び独立性 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び系統構成に変更はないことから，多重性又は多様性及び独立性に影響を及ぼさない。 | 【系統図】第 4－3－1－1－1， 2 図【配置図】第 4－3－1－5－4 図 |
|  |  |  |  | 温度 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境温度に変更はないことから，考慮すべき環境温度に影響を及ぼさない。 | －VI－1－1－6 <br> 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 <br> 【配置図】 <br> 第 4－3－1－5－4 図 |
|  |  |  |  | 圧力 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境圧力に変更はないことから，考慮すべき環境圧力に影響を及ぼさない。 | •VI－1－1－6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 第 $4-3-1-5-4$ 図 |
|  |  |  |  | 湿度 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境湿度に変更はないことから，考慮すべき環境湿度に影響を及ぼさない。 | －VI－1－1－6 <br> 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 <br> 【配置図】 <br> 第 4－3－1－5－4 図 |
|  |  |  |  | 屋外天候 | －（考慮不要） | － |
|  | 第 |  |  | 放射線（機器） | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境放射線に変更はないことから，考慮すべき放射線に影響を及ぼさない。 | ```- VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 第 4-3-1-5-4 図``` |
|  | 項 |  |  | 放射線（被ばく） | －（操作不要） | － |
|  |  |  |  | 海水 | －（考慮不要） | － |
|  |  |  |  | 電磁的障害 | －（考慮不要） | － |
|  |  |  |  | 荷重 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び耐震設計条件 に変更はないことから，地震の影響による荷重については，技術基準規則第5条「地震 による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 | $\cdot \mathrm{VI}-2$ <br> 耐震性に関する説明書 |
|  |  |  |  | 周辺機器等からの悪影響 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないこと から，地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響については，技術基準規則第 6 条「津波による損傷の防止」及び第 7 条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 <br> －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないこと から，地震の波及的影響については技術基準規則第 5 条「地震による損傷の防止」に基 づく設計に影響を及ぼさない。 <br> －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないこと から，火災の波及的影響については技術基準規則第 11 条「火災による損傷の防止」に基 づく設計に影響を及ぼさない。 <br> －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないこと から，溢水等の波及的影響については技術基準規則第 12 条「発電用原子炉施設内におけ る溢水等による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 | $\cdot \mathrm{VI}-1-1-2$ <br> 発電用原子炉施設の自然現象等に よる損傷の防止に関する説明書 <br> －VI－2 <br> 耐震性に関する説明書 <br> －VI－1－1－7 <br> 発電用原子炉施設の火災防護に関 する説明書 <br> －VI－1－1－8 <br> 発電用原子炬施設の溢水防護に関 する説明書 |
|  |  |  |  | 冷却材の性状 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び系統構成の変更はないことから，考慮すべき泠却材の性状に影響を及ぼさない。 | 【系統図】第 4－3－1－1－1， 2 図【配置図】第 4－3－1－5－4 図 |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 第 } \\ 1 \\ 5 \\ \text { 条 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|l} \hline \text { 第 } \\ 2 \\ 2 \\ \text { 項 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 設 } \\ & \text { 計 } \\ & \text { 基 } \\ & \text { 準 } \\ & \text { 対 } \\ & \text { 象 } \\ & \text { 蚂 } \end{aligned}$ | 試験•検査 <br> （検査性，系統構成等） |  | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び構造の変更はないことか ら，試験•検査に影響を及ぼさない。 | 【構造図】 <br> 第 4－3－1－4－3 図 <br> 【配置図】 <br> 第 4－3－1－5－4 図 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 第 } \\ & 4 \\ & \text { 項 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 設 } \\ & \text { 計 } \\ & \text { 基 } \\ & \text { 準 } \\ & \text { 対 } \\ & \text { 施 } \\ & \text { 設 } \end{aligned}$ |  | 響防止（内部発生飛 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から設置場所の変更はないことから，内部発生飛散物に係る悪影響防止に影響を及ぼすものではない。 | 【配置図】 <br> 第 4－3－1－5－4 図 |
|  | $\begin{array}{\|l\|l} \hline \text { 第 } \\ 5 \\ 5 \\ \text { 項 } \end{array}$ | 重 | 共用 | 又は相互接続の禁止 | －本申請に伴い，既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び系統構成に変更はないこ とから，共用又は相互接続へ影響を及ぼさない。 | 【系統図】第 4－3－1－1－1， 2 図【配置図】第 4－3－1－5－4 図 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 第 } \\ 6 \\ 6 \\ \text { 項 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 安 } \\ & \text { 卦 } \\ & \text { 施 } \\ & \text { 設 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 共用 } \\ & \text { 安全 } \end{aligned}$ | 又は相互接続による性の影響 | －該当しない | － |
| 第 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 第 } \\ 2 \\ 2 \\ \text { 項 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 安 } \\ & \text { 全 } \\ & \text { 施 } \\ & \text { 設 } \end{aligned}$ | 操作 <br> 操作 | の確実性 の容易性 | －該当しない | － |

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される
添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

|  | 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 1 | 送電関係一覧図 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，送電関係一覧図に変更を生じないため不要。 |
| 2 | 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は，当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定す るものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 | $\times$ | 女川原子力発電所において，急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないた め不要。 |
| 3 | 工場又は事業所の概要を明示した地形図 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，工場又 は事業所の概要を明示した地形図に変更を生じないため不要。 |
| 4 | 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図に変更は生じないため不要。 |
| 5 | 単線結線図（接地線（計器用変成器を除 く。）については電線の種類，太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，単線結線図に変更を生じないため不要。 |
| 6 | 新技術の内容を十分に説明した書類 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事では，新技術の採用等を実施していないため不要。 |
| 7 | 発電用原子炉施設の熱精算図 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，発電用原子炉施設の熱精算図に変更を生じな いため不要。 |
| 8 | 熱出力計算書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，熱出力計算書に変更を生じないため不要。 |
| 9 | 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書 | $\bigcirc$ | 工事計画認可申請書の工事計画の内容 が，女川原子力発電所用原子炉設置変更許可申請書との整合性を確認する必要 があることから添付する。 |
| 10 | 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更 を生じないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 11 | 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更を生じないため不要。 |
| 12 | 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に変更を生じないため不要。 |
| 13 | 放射性物質により汚染するおそれがあ る管理区域（第二条第二項第四号に規定 する管理区域のらち，その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。）並 びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全 に処理する設備の配置に変更を生じな いため不要。 |
| 14 | 取水口及び放水口に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，取水口及び放水口に変更を生じないため不要。 |
| 15 | 設備別記載事項のらち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モー メント，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事に伴い，設定根拠に関する説明書にて設備別記載事項 を確認する必要があることから添付す る。 |
| 16 | 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B は，環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）に該当する設備ではないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （ $○ \cdot \times$ ） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 17 | クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいら。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1機器にあっては，支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事は，弁体を同仕様のものへ取替えるものであり，クラス 1 機器の応力腐食割れ対策に関する適合性を説明するため添付する。 |
| 18 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事に伴い，安全設備が使用される条件の下における健全性を確認する必要があることから添付 する。 |
| 19 | 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，発電用原子炉施設の火災防護に変更を生じな いため不要。 |
| 20 | 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，設置場所等に変更はなく，溢水防護に変更を生 じないため不要。 |
| 21 | 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポン プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事に伴い，蒸気夕 ービン，ポンプ等の破壊に伴う飛散物に よる損傷防護に変更を生じないため不要。 |
| 22 | 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，通信連絡設備に変更は生じないため不要。 |
| 23 | 安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，安全避難通路に変更は生じないため不要。 |
| 24 | 非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，非常用照明に変更は生じないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原子炉冷却系統施設 |  |  |  |
| 1 | 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置 を明示した図面及び系統図 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様の弁体への取替えであり，機器の配置及び系統図に変更はないが，申請対象を示すた め添付する。 |
| 2 | 蒸気タービンの給水処理系統図 | $\times$ | E11－F004A，B は蒸気タービンの給水処理系統に該当しないため不要。 |
| 3 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事により，同仕様 の弁体へ取替えることから，耐震クラス に応じた地震力に耐えられる設計であ ることを評価するため添付する。 |
| 4 | 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事により同仕様の弁体へ取替えることから，構造強度への影響を確認する必要があるため添付す る。 |
| 5 | 構造図 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様の弁体への取替えであり，機器の構造に変更 は無いが，申請対象を明らかにするため に添付する。 |
| 6 | 原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書，検出器の取付箇所 を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は，原子炉格納容器内の原子炬冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置に該当しないため不要。 |
| 7 | 蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B は，蒸気タービンの基礎に該当しないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は，技術基準規則第 19 条「流体振動等による損傷の防止」で対象設備としている「一次冷却系統（炉心を直接冷却する泠却材が循環する回路）」 に該当しないため不要。 |
| 9 | 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプに該当しな いため不要。 |
| 10 | 蒸気タービンの制御方法に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，Bは蒸気タービンに該当しな いため不要。 |
| 11 | 蒸気タービンの振動管理に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，Bは蒸気タービンに該当しな いため不要。 |
| 12 | 蒸気タービンの泠却水の種類及び冷却水として海水を使用しない場合は，可能取水量を記載した書類 | $\times$ | E11－F004A，B は蒸気タービンに該当しな いため不要。 |
| 13 | 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） | $\times$ | E11－F004A，B は，安全弁に該当しないた め不要。 |
| 14 | 設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事における設計及 び工事に係る品質管理の方法等を評価 する必要があるため，説明書を添付す る。 |

なお，本設備は原子炉冷却系統施設であるが原子炉格納容器隔離弁に該当し，「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」についても関連することから適合性を確認するための書類とする。

設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類の変更有無について
（残留熱除去系 主要弁）

| 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |  |  |
| 1 | 発電用原子炉の設置 の許可との整合性に関する説明書 |  | －VI－1－1－1－1 <br> 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性 | 無 | 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事 は，「設計及び工事の計画 該当事項」 の記載事項に影響を与えるものでない ことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお，当該設備に係る基本設計方針の変更もないことから，許可との整合性 についても変更はない。 |
|  |  |  | －VI－1－1－1－2 <br> 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」と の整合性 | 無 | 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事 は，「設計及び工事の計画 該当事項」 の記載事項に影響を与えるものでない ことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお，設計及び工事に係る品質マネジ メントシステムの変更もないことか ら，許可との整合性についても変更な い。 |


| 実用発電用原子炉の設置運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |  |  |
| 2 | 設備別記載事項のう ち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及 び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性 モーメント，設定破裂圧力並びに設計温度 の設定根拠に関する説明書 | 27 条 <br> 28 条 <br> 32 条 <br> 44条 | －VI－1－1－4－3－3－1－5 設定根拠に関する説明書 （残留熱除去系 主要弁（常設）） | 有 | E11－F004A，B の修理工事は同材料の弁体への取替えであるが，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書に当該設備の記載がないことから，審査対象条文の適合性を確認するために変更する。（別紙 1 参照） |
| 3 | クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定 するクラス 1 機器を いう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割 れ対策に関する説明書（クラス 1 機器にあ っては，支持構造物を含めて記載するこ と。） | 17 条 | －VI－1－1－5 <br> クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書 | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同材料の弁体への取替えであり，応力腐食割れ発生環境下に対する適切な耐食性を有す る材料を従来から使用していることか ら，当該説明書の変更はないため，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 |


|  | 発電用原子炉の設置，転等に関する規則㕵表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |  |  |
| 4 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下に おける健全性に関す る説明書 | 14 条 <br> 15 条 | －VI－1－1－6 <br> 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書 | 無 | E11－F004A，B の修理工事は同仕様の弁体への取替えであり，基本設計方針を変更するものでなく，安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下 における健全性に関する説明書に影響 を与えるものではないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 <br> なお，要目表に記載する機器等が通常運転時，設計基準事故時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮でき る設計であることを確認している。 |
| 原子炉冷却系統施設 |  |  |  |  |  |
| 1 | 原子炉冷却系統施設 に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 | 14 条 <br> 15 条 <br> 27 条 <br> 28条 <br> 32 条 | －第4－3－1－1－1図 <br> 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図（1／3）（残留熱除去系その1） <br> －第4－3－1－1－2図 <br> 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図（2／3）（残留熱除去系その 2） <br> －第 4－3－1－5－4 図 <br> 残留熱除去系 機器の配置を明示した図面（その4） | 無 | 弁体の取替えであり，弁の位置は変更 しないことから既認可の設計及び工事 の計画に添付した本図面から変更はな い。 |


|  | 発電用原子炉の設置，転等に関する規則表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | 5 条 | －VI－2－1－1 <br> 耐震設計の基本方針 <br> －VI－2－1－2 <br> 基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の策定概要 <br> －VI－2－1－4 <br> 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針 <br> －VI－2－1－5 <br> 波及的影響に係る基本方針 <br> －VI－2－1－6 <br> 地震応答解析の基本方針 <br> －VI－2－1－7 <br> 設計用床応答曲線の作成方針 <br> －VI－2－1－8 <br> 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 <br> －VI－2－1－9 <br> 機能維持の基本方針 <br> －VI－2－1－10 <br> ダクティリティに関する設計方針 <br> －VI－2－1－11 <br> 機器•配管の耐震支持設計方針 <br> －VI－2－1－12－1 <br> 配管及び支持構造物の耐震計算について <br> －VI－2－1－13－6 <br> 管の耐震性についての計算書作成の基本方針 <br> （次頁へ続く） | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，耐震に係る方針を変更するものではないことか ら，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 |


| 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連 <br> 条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | 5 条 | （前頁からの続き） <br> －VI－2－2－1 <br> 原子炉建屋の地震応答計算書 <br> －VI－2－2－2 <br> 原子炉建屋の耐震性についての計算書 <br> －VI－2－5－1 <br> 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算結果 <br> －VI－2－12－1 <br> 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 | 無 | （前頁に記載） |
|  |  |  | －VI－2－5－4－1－4 <br> 管の耐震性についての計算書（残留熱除去系） | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様（材料，寸法，重量）の弁体への取替えであ り，建設時に作図した製作図面（現在も変更なし）に基づき弁体の製作を行う ため，耐震計算書のインプットデータ である当該弁の重量，弁本体の寸法お よび支持構造物の位置等について弁体取替えに伴う変更はないことから，本計算書の変更はない。（別紙 2 参照） |
| 3 | 強度に関する説明書 <br> （支持構造物を含め て記載すること。） |  | －VI－3－1－1 <br> 強度計算の基本方針の概要 <br> －VI－3－1－2 <br> クラス 1 機器の強度計算の基本方針 | 有 | 既認可の本説明書は原子炉圧力容器バ ウンダリ拡大範囲が評価対象であるた め，新たに評価対象となった本申請設備（残留熱除去設備）を追記した。 <br> （別紙 6 参照） |
|  |  | 27 条 | －VI－3－2－1強度計算方法の概要 <br> －VI－3－2－3 <br> クラス 1 弁の強度計算方法 | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様の弁体への取替えであり強度計算に係る方針を変更するものではないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付し た本説明書から変更はない。 |


| 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有舞 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3 | 強度に関する説明書 （支持構造物を含め て記載すること。） |  | －VI－3－3－3－3－1－4弁の強度計算書（残留熱除去系） | 有 | E11－F004A，B の修理工事に伴い，取替え た弁体が構造強度を満足することを確認する必要があるため，評価を実施す る。（別紙 3 参照） |
|  |  | $\begin{aligned} & 17 \text { 条 } \\ & 27 \text { 条 } \end{aligned}$ | －VI－3－3－3－3－1－5－2 <br> 管の応力計算書（残留熱除去系） | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様（材料，寸法，重量）の弁体への取替えであ り，建設時に作図した製作図面（現在も変更なし）に基づき弁体の製作を行う ため，耐震計算書のインプットデータ である当該弁の重量，弁本体の寸法お よび支持構造物の位置等について弁体取替に伴ら変更はないことから，本計算書の変更はない。（別紙 2 参照） |
| 4 | 構造図 | $\begin{aligned} & 15 \text { 条 } \\ & 27 \text { 条 } \\ & 28 \text { 条 } \\ & 32 \text { 条 } \end{aligned}$ | －第4－3－1－4－3図 <br> E11－F004A，B，C構造図 | 有 | 残留熱除去系主要弁の弁体取替に伴 い，機器の構造等を確認する必要があ ることから添付する。（別紙 4 参照） |


| 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 5 | 設計及び工事に係る品質マネジメントシ ステムに関する説明書 | － | －VI－1－10－1 <br> 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 | 無 | E11－F004A，B の修理工事により，設計に係る品質管理の方法により行った管理 の実績又は行おらとしている管理の計画並びに工事及び検查に係る品質管理 の方法，組織等についての具体的な計画に変更はないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書 から変更はない。 |
|  |  |  | －VI－1－10－4 <br> 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設 | 有 | 残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は，弁体取替に伴い，調達管理を実施 することから，本説明書を変更する。 （別紙5参照） |
| 原子炬格納施設 |  |  |  |  |  |
| 1 | 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載すること。） | 44 条 | －VI－1－8－1 <br> 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様（材料，寸法，重量）の弁体への取替えであ り，建設時に作図した製作図面（現在も変更なし）に基づき弁体の製作を行っ ている。（別紙 2 参照） <br> そのため，隔離弁の動作性及び隔離性 に影響を与えるような重量，弁本体の寸法等について弁体取替に伴う変更は ないことから，本説明書の変更はない。 |



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表
【VI－1－1－4－3－3－1－5 設定根拠に関する説明書（残留熱除去系 主要弁（常設））】
【凡例】——：比較表の変更前後の相違箇所

＜残留熱除去系主要弁（E11－F004A，B）構造図＞
本資料は建設時に作図された設計図書であり，現在の最新版である。今回取替る弁体は本図面に基づき既認可済の弁体と同仕様（材料，寸法，重量） で製作しているため，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画の添付書類（「管の耐震性についての計算書 （残留熱除去系）」および「管の応力計算書（残留熱除去系）」）へのインプットデータである弁総重量，弁本体の寸法および弁に設置している支持構造物の位置等について変更はない。

：重量記載箇所













女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表
【VI－3－1－2 クラス 1 機器の強度計算の基本方針】


# 女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 



2．クラス 1 機器の強度計算の基本方金
クラス 1 機器の村料及び構造については，技術基㳯規則第 17 条（木才才料及ひ横造）に規定されて おり，「実用発電用原子灯及びその附属施設の技術基集に関する規則の解积」（平成 25 年 6 月 19
年版（2007年追補版含吉。））＜第 1 篇轾水炣規格〉J SME S NC $1-2005 / 2007$ J（日本機核子学会）又はは「発電用原子力設㛿規格 設計•建設規恪（2012年版）＜第 1 篇怪水柘規格〉J SME S NC1－2012」（日本機栈学会）によることとされているが，技訹基準規則の施行 の際現に施設し，又は着手した設計基漼対象施設については，施設時に適用された規恪によるこ とと規定されている。同解积に汚いて規定されるJ SMESN S 1 1－2005／2007（以下「設計•建設規格」という。）及びJSMES NC1－2012は，いずれも技術基推規則を满たす仕様規定として相違がない。
原子炻洽却材圧カバウンダリの拉大範囲は施設洔の適用規格が「発電用原子力設備に関する構
 という。）又は設計•建設規格であることから，適用規格が告示第501号の場合は告示第501号と設訃•建設規格の比較を行い，いずれか安全側の規格による評侕を実施するが，既工認にお

クラス 1 機器の材料については，告示第501号又は設計•建設規格に規定されている材料を吏用する設計とする ける評侕結果がある場合はその評亚結果の碓喼による評価を実施する。適用規格が設計•建設規
 の評価結果の碓認による評佃を実施する。

2．クラス 1 機器の強度咶算の基本方針
 おり，「実用発電用原子炬及びその附属施設の技術基䀅に閉する規則の解积」（平成 25 年 6 月 19日 原規技発第 1306194 号）第 17 条 10 において「発電用原子力設備規格 設計•建設規格（2005年版（2007年追補版含志。））＜第 1 編柽水柜規格＞J SME S NC 1－2005／2007」（日木機棫学会）又は「発電用原子力設借規格 設計•建設規格（2012年版）＜第 1 編㹩水刘規格＞J SME S NC1－2012」（日本機械学会）によることとされているかっ，技術基淮規則の施行 の際現に施設し，又は着手した設計基淮対象施設については，施設時に適用された規格によるこ とと規定されている。同解积において規定されるJSME S NC 1－2005／2007（以下「設計•建設規格」という。）及びJSME S NC1－2012は，いずれも技術基淮規則を満たす仕様規定として相違かかない。
電用原子力設㩦に閂する糗造等の技術基淮」（眧和 55 年 10 月 30 日 通商産業省告示第 501 号 （以下「告示第501号」という。）又は設計•建設規格であることから，通用㚘格が告示第50 1 号の場合は告示第 501 号と設計•建設規格の比較を行い，いずれか安全側の規格による評価 を実施するが，既工認における評価結果がある場合はその評価結果の碓認による評価を実施する。適用㚘格が設計•建設規格の場合は設計•建設規格による評価を実施するが，既工認における評侕結果があることからその評侕結果の碓認による評侕を実施する。
クラス1機器の材料については，告示第501号又は設計•建設規格に規定されている材料を使用する設計とする

残留熱除去系の主要弁について強度計算 を実施することから，対象設備を追記する。

変 更 後



参考資料 1 ：低圧注水モードおよび停止時冷却モードの流路説明資料（1／2）


参考資料 1 ：低圧注水モードおよび停止時冷却モードの流路説明資料 $(2 / 2)$


| 女川原子力発電所第 2 号機 工事計画審査資料 |  |
| :--- | :---: |
| 資料番号 | 02 －補－E－01－0100－6－2 改 9 |

補足－100－6－2 原子炉冷却材浄化系主配管の<br>要目表記載変更について

1．目的
原子炉冷却材浄化系 主配管（G31－F022～高圧代替注水系注入配管合流点）（高圧代替注水系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系 A 系注入配管合流点）について，配管の一部を曲げ管からエルボ材に変更することが要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

2．要目表の記載の変更の概要
配管の一部を曲げ管からエルボ材に変更する記載にすることによる要目表の変更箇所は以下のとお り（添付資料 $1 \sim 3$ 参照）。
（1）G31－F022～高圧代替注水系注入配管合流点
要目表変更前欄：一
要目表変更後欄：（最高使用圧力） 8.62 （MPa），（最高使用温度） $302\left({ }^{\circ} \mathrm{C}\right.$ ），（外径） $165.2(\mathrm{~mm})$ ，（厚 さ）（14．3）（mm），（材料）STS410
（2）高圧代替注水系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系 A 系注入配管合流点
要目表変更前欄：一
要目表変更後欄：（最高使用圧力） 8.62 （MPa），（最高使用温度） $302\left({ }^{\circ} \mathrm{C}\right)$ ，（外径） $165.2(\mathrm{~mm})$ ，（厚 さ）（14．3）（mm），（材料）STS410

3．要目表の記載の変更の必要性
原子炉冷却材浄化系 主配管（G31－F022～高圧代替注水系注入配管合流点）（高圧代替注水系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系A系注入配管合流点）について，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された要目表において原子炉冷却材浄化系配管に高圧代替注水系配管を接続する ための配管ルート変更をする際に，配管の一部を建設時の曲げ管から製作管理が容易なエルボ材に変更した。この際，要目表には，要目表の変更前にエルボの仕様を記載し，要目表の変更後に「変更な し」と記載したことで，変更前（建設時）からエルボがある記載となっていたが，エルボの仕様は新 たな仕様として要目表の「変更後」に記載すべきであったことから，要目表の記載の変更を行う必要 がある。

## 4．設工認手続きについて

本手続きでは，配管の一部を曲げ管からエルボ材に変更することに対して要目表の記載の変更を行 う。
本手続きは，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第一において，原子炉冷却材浄化設備に係るものの「改造」に該当することからっ「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関 する法律」第 43 条の 3 の 9 第 2 項に基づき，設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。 なお」，本手続きの対象のらち「高圧代替注水系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系配管注入配管合流点」は非常用炉心泠却設備その他原子炉注水設備（高圧代替注水系）及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（高圧代替注水系）と兼用しているため，兼用設備も含めた設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

5．設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について
設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり，技術基準規則の条文ごとに，該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 4 に示す。

6．添付す心゙き資料の整理
本手続きによる設計及び工事計画変更認可申請書に添付すべき書類は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて，下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし，別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため，添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 5，6に示す。

添付資料 1－1：原子炉冷却材浄化系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料 1－2：非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（高圧代替注水系）主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

添付資料 1－3：原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（高圧代替注水系）主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料2 ：原子炉冷却材浄化系の系統図（今回変更認可申請資料）
添付資料3：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
添付資料 4－1：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（原子炉冷却材浄化系 主配管）
添付資料 4－2：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（高圧代替注水系主配管）

添付資料 5－1：設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付 の要否の検討結果（原子炉冷却材浄化系 主配管）
添付資料 5－2：設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付 の要否の検討結果（高圧代替注水系 主配管）

添付資料 6－1：設計及び工事計画変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について（原子炉冷却材浄化系 主配管）

添付資料 6－2：設計及び工事計画変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について（高圧代替注水系 主配管）

添付資料 1－1：原子炉冷却材浄化系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

| 変更 前 |  |  |  |  |  |  | 変 更 後 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 名 称 | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 最高使用 } \\ \text { 畕 } \\ \text { (MPa) } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 最高使用 } \\ \text { 温 } & \text { ( }{ }^{\circ} \text { 蔗 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 外 } \\ \begin{array}{c} \text { 径*1 } \end{array} \\ (\mathrm{mm}) \\ \hline \end{gathered}$ |  | 材 料 |  | 名 称 |  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 最高使用 } \\ \text { 温 } \\ { }^{\left({ }^{\circ} \mathrm{C}\right)} \text { 度 } \\ \hline \end{array}$ |  | 厚 $\underset{(\mathrm{mm})}{\text { さ＊2 }}$ | 材 料 |
|  | 原子炉椧却材浄化系ろ過䪰塩器 <br> 原子炉椧却材浄化系再生熱交換器 | 10.20 | 66 | 139.8 216.3 | （12．7） （18．2） | $\begin{gathered} \hline \text { STS42 } \\ \text { STS410 } \end{gathered}$ | 変更なし |  |  |  |  |  |  |
|  | 原子炉椧却林浄化系再生熱交換器連絡管（胴側） | 10． 20 | 302 | 216.3 | （18．2） | STS42 |  |  |  | 変更なし |  |  |  |
|  | 原子炉椧却林浄化系再生熱交換器 <br> G31－F022 | 10． 20 | 302 | 216.3 | （18．2） | STS42 <br> STS410 |  |  |  | 変更なし |  |  |  |
|  | G31-F022 <br> 高圧代替注水系注入配管合流点 | 8.62 | 302 | 216.3 | （18．2） | STS42 |  | G31－F022 <br> 高圧代替注水系注入配管合流点 | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | $\begin{gathered} \hline 216.3 \\ 216.3 \\ - \\ \hline \end{gathered}$ | （18．2） <br> （18．2） <br> 1 | STS42 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | $216.3$ | $(18.2)$ | $\operatorname{STS}^{* 32}$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | $\begin{gathered} \hline(18.2) \\ (18.2) \\ \vdots \\ (18.2) \\ \hline(18.2) \\ \vdots \\ (14.3) \\ \hline(14.3) \\ \hline \end{gathered}$ | STS42 <br>  <br> STS42 <br> STS410 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | － |  |  |  |  |  |  | 8.62 | 302 | 165.2 | （14．3） | STS410 |
|  | 高圧代替注水系注入配管合流点 <br> 原子炉椧却材浄化系 $A$ 系注入配管合流点 |  |  | 165.2 | （14．3） | SFVC2B |  | 高厈代替注水系注入配管合流点 <br> 原子炉冾却材浄化系A系注入配管合流点 | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 165.2 | （14．3） | STS410 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 8.62 | 302 | $\overbrace{165.2}^{165.2}$ | $\overbrace{(14.3)}^{(14.3)}$ | STS410 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 165.2 | （14．3） | STS410 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | － |  |  |  |  |  |  | 8.62 | 302 | 165.2 | $(14.3){ }^{* 3}$ | STS410 |

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

> 添付資料 1-2 : 非常用炬心冷却設備その他原子炬注水設備 (高圧代替注水系)主配管の要目表（今回変更認可申請資料）


3－6－3－6
$\square$ ：手続き対象

添付資料 1－3：原子炉格納施設のらち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（高圧代替注水系）主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

| 変更 前 |  |  |  |  |  |  |  |  | 変更後 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 名 | 称 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \begin{array}{c} \text { 最高使用 } \\ \text { 压 } \\ \text { ( } \mathrm{MPa}) \end{array} \\ \hline \end{array}$ | 最高使用 （ C ） |  |  | 材 | 科 |  | 称 | 最高使用 （ MPa ） | 最高使用 $\qquad$ |  |  | 材 | 料 |
| 高䒫巷準采 |  |  | 3．原子炉椧却采統施設 <br> 3.6 非常用炉心冷却設備 での他原子炉注水設備 <br> 3．6．1 高圧炉心スブレイ采 <br> （7）主耍管（常設） <br> に䟕載する。 |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { 高 } \\ & \text { 低 } \\ & \text { 䕌 } \\ & \text { 栤 } \end{aligned}$ | 高圧代替注水系吸远配管分岐点 <br> 高圧代諅注水系夕ービ $\qquad$ <br> 滈圧代替注水系タービ ンボング <br> 高圧代替注水系注入配管合流点 | 3．原子炉椧却采統施設 <br> 3． 6 非常用炬心冾却設偏 その他原子炉注水設備 <br> 3．6．3 高圧代替注水采 <br> （7）主配管（常設） <br> に記載する。 |  |  |  |  |  | 高 <br> 集 <br> 㫷 <br> 準 <br> 采 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 高圧代替注水系注入耍管合流点 <br> $\sim$ <br> 原子炉椧却材浄化采A系注入配管合流点 | 3．原子炬治却系䖻施設 3.9 原子炬冷却材浄化設備 <br> 3．9．1 原子炉冾却林浄化采 <br> （6）主配管 <br> に記載する。 |  |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { 集 } \\ & \text { 粰 } \\ & \text { 采 } \end{aligned}$ |  | 3．原子炉治却系統施設 <br> 3.4 原子炬渝却材の循楽設備 <br> 3．4． 2 復水給水采 <br> （8）主形管 <br> に記載する。 |  |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { 原子 } \\ & (x-1 \end{aligned}$ | 吝格納察器配管貫通部 A） | 7．原子炉格科施設 <br> 7.1 原子炉格納容器 <br>  に記載する。 |  |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |




